

建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書
(電子申請方式に係る掛金納付状況)

共済契約者番号 XX-XXXXX
共済契約者住所 東京都豊島区東池袋1-1

共済契約者名称・氏名 元請建設株式会社
決算期間 2021年04月01日 ~ 2022年03月31日

中小企業退職金共済法第四十四条第五項及び中小企業退職金共済法施行規則第八十六条の二及び第八十六条の三に規定する建設業退職金共済事業の掛金の納付の原資となる金銭の納付及び収納状況について下記のとおり証する。

(単位:円)

①前期末残高	②当期「掛金の納付の原資となる金銭」納付額	③掛金納付の免除に伴う還付額	④当期「被共済者に対する充当額」(自社分)	⑤当期「被共済者に対する充当額」(下請分) ※1
¥0-	¥425,200-	¥0-	¥39,360-	¥241,920
⑥その他調整額(当期分) ※2	⑦その他調整額(過年度分) ※2	⑧共済証紙からの交換額 ※3	差し引き当期末残高 ①+②+③-④-⑤+⑥+⑦+⑧	
¥0-	¥0-	¥0-	¥385,840-	
〈参考〉当期「元請から掛金充当された額」 ※4			当期掛金または必要経費計上額 ④+⑤-⑥-⑦	
¥0-			¥281,280	

- ※1 当期「被共済者に対する充当額」(下請分)とは、中小企業退職金共済法第四十七条、中小企業退職金共済法施行規則第九十八条および同九十九条の規定により下請からの事務の委託を受け納付した掛金である。
- ※2 その他の調整額は、誤って納付された掛金の機構からの返還金である。
- ※3 共済証紙からの交換額は、中小企業退職金共済法施行規則第八十九条第四項の規定により共済契約者が保有する共済証紙を電子申請方式の「掛金の原資となる金銭」へ交換することを機構に申し出、期限内に手続きが完了した額である。
共済証紙受払簿には購入欄にマイナスの数字を記入するとともに備考欄に「ポイントへ変換」と記載してください。
- ※4 〈参考〉当期「元請から掛金充当された額」とは、中小企業退職金共済法第四十七条に基づく中小企業退職金共済法施行規則第九十八条および同九十九条の規定により元請に事務を委託し被共済者に対する掛金が充当された額であり、元請から当該共済契約者への金銭の移動が生じないため、当該共済契約者の経費として計上しない。

上記に相違ないことを証する。
2022年05月12日 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部長

鑑子

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

2022年 5月 10日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部長 殿

住所 東京都豊島区東池袋1-1

申請者(共済契約者) 名称 元請建設株式会社

代表者 建設 太郎

電話番号 03-4567-8901

① 共済契約成立年月日	1989年 4月 1日	⑩ 直前決算日における直近1か年間の元請から受けた電子申請による掛金充当額	0
② 共済契約者番号	XX-XXXXX	⑪ 直前決算日における直近1か年間の下請に行った電子申請による掛金充当額	241,920円
③ 建設キャリアアップシステム		3456	事務受託者証の交付を受けている場合記入
被共済者数	0人	⑫ 直前決算日における直近1か年間の手帳更新数	0冊
④ 直前決算日における直近1か年間の証紙購入額	0円	⑬ 工事施工高 (土木) (建築・その他)	
⑤ 直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額	0円	公共工事	**** 千円 **** 千円
⑥ 直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付した証紙の金額	0円	民間工事	**** 千円 **** 千円
⑦ 直前決算日における直近1か年間の電子申請による掛金充当額(自社分)	0円	合計	**** 千円
		⑭ その他	

左側証明書の⑤と右側証明願の⑪が同額となっていることを確認する。

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証書 号
年 月 日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

本部長 岸川 仁和